

令和3年8月25日

第6回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第 62 号

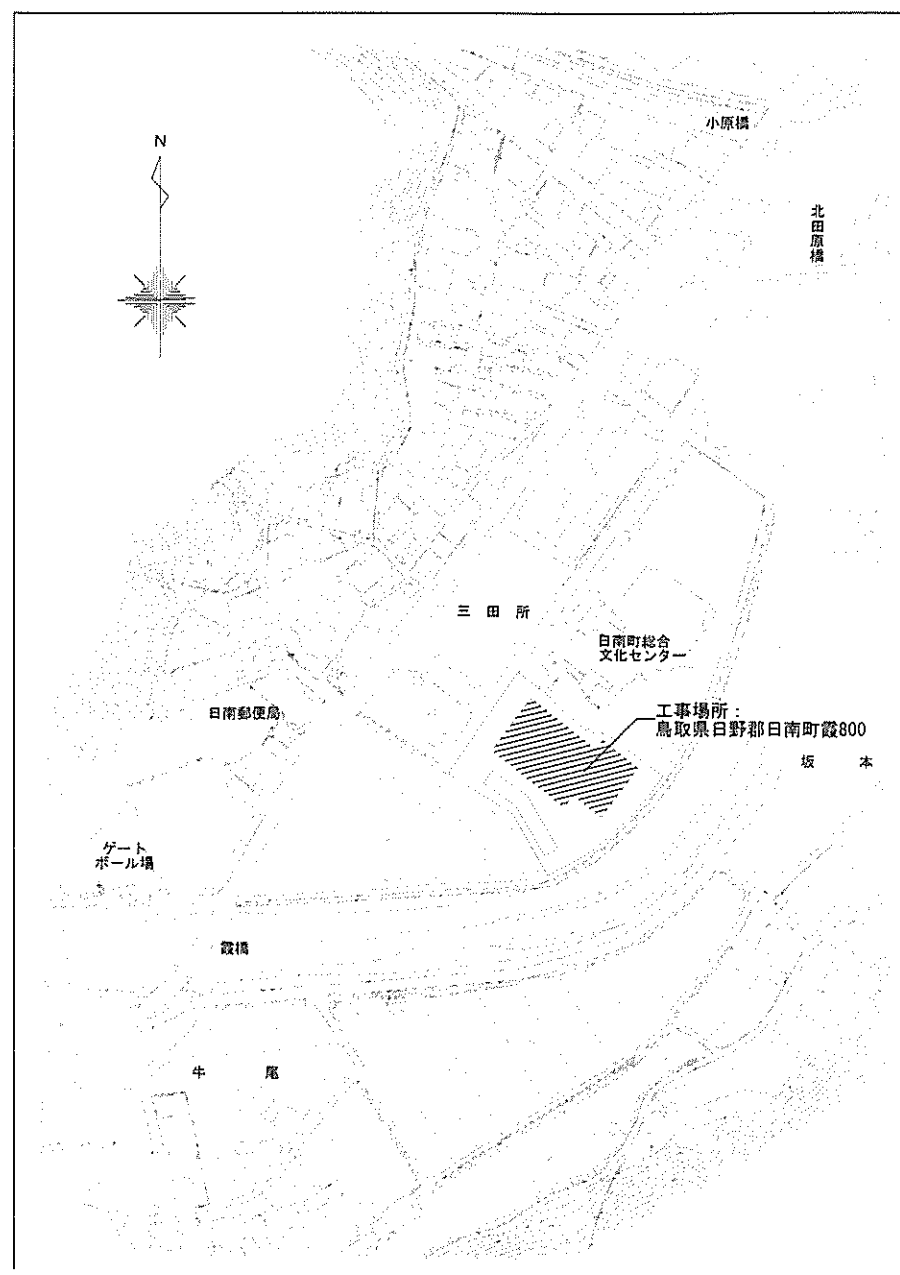
工事請負契約の締結について（日南町庁舎空調設備改修工事）

次のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 25 日提出

日南町長 中村 英明

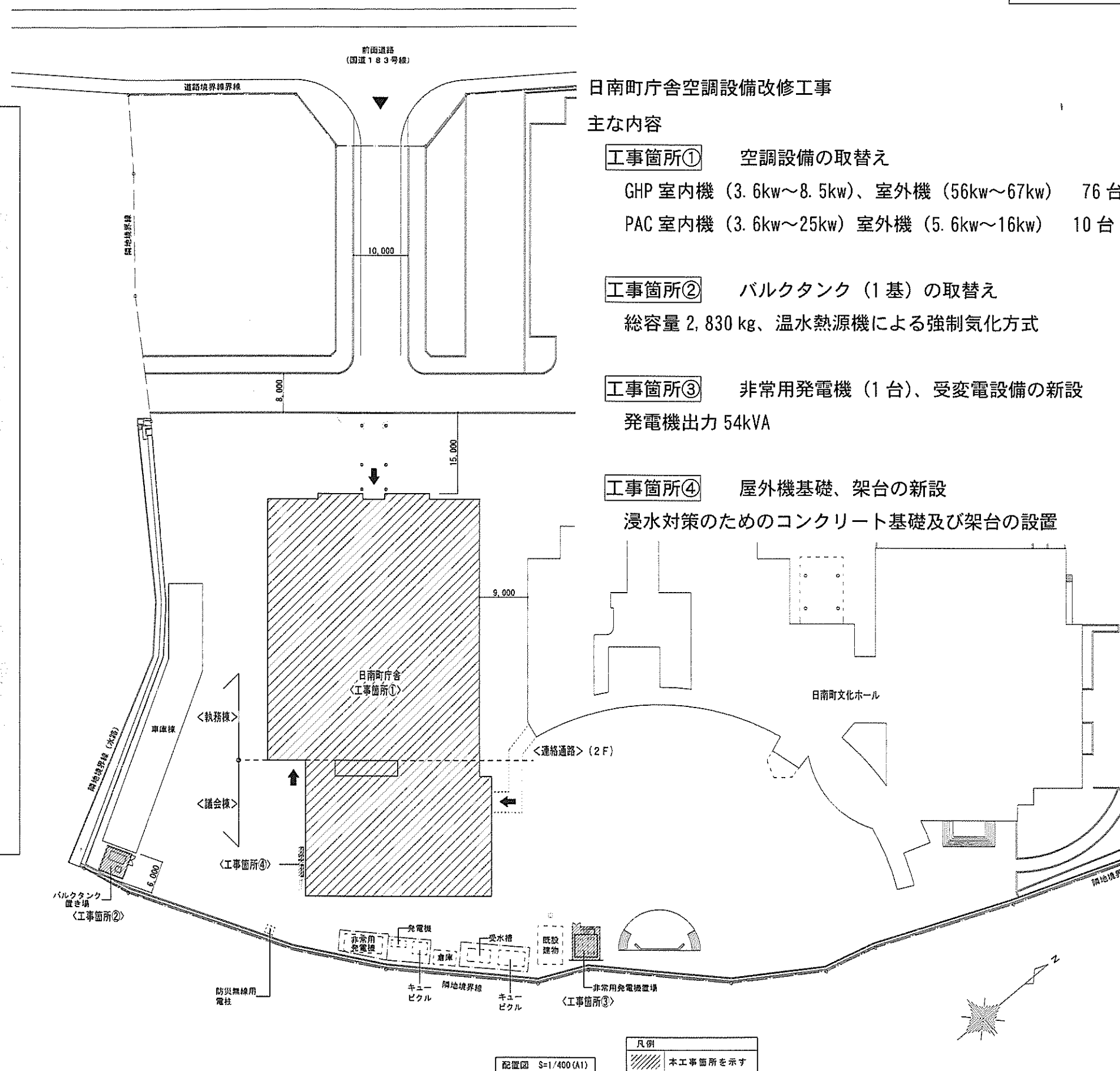
- | | |
|------------|---|
| 1. 工 事 名 | 日南町庁舎空調設備改修工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 日南町霞 800 番地 |
| 3. 契約の相手方 | 住所 鳥取県米子市旗ヶ崎 2200 番地
氏名 米子ガス産業株式会社
代表取締役 宇田川 俊宏 |
| 4. 契 約 金 額 | 161,480,000 円（消費税込み） |
| 5. 契約締結の方法 | 指名競争入札 |



案内図

＜各工事箇所概要＞

工事箇所①	建築工事 設備工事	・空調設備取替えに伴い、天井仕上り材撤去及び復旧 ・庁舎内の空調設備取替え
工事箇所②	建築工事 設備工事	・バルタンの基礎、囲いフェンス新設 ・バルクタンク取替え
工事箇所③	建築工事 設備工事	・発電機、切替盤の基礎、架台、囲いフェンス新設 ・発電機、切替盤新設
工事箇所④	建築工事 設備工事	・室外機基礎新設 ・室外機及び架台新設



議案第63号

日南町個人情報保護条例等の一部改正について

次のとおり、日南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年8月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（日南町個人情報保護条例の一部改正）

第1条 日南町個人情報保護条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（訂正等の実施） 第28条 略 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））への通知その他必要な措置をとらなければならない。	（訂正等の実施） 第28条 略 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））への通知その他必要な措置をとらなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（日南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 日南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報

報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略	報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、令和3年9月1日から施行する。